

公立中之島中学校



歌えないまま卒業していった先輩達
将来支えていってくれる後輩達のために
今、心寄せ合いこの校歌を歌います



作詞の金澤先生 作曲の飯沼先生 揮毫の長坂先生

1月25日
中之島中学校 校歌発表会

「よろこびの言葉」を述べる
生徒会長 佐藤和也君

確定申告について…………… P. 2～P. 5

福祉特集…………… P. 6～P. 13

町議会海外視察報告…………… P. 14～P. 15

この広報紙は環境保護のため再生紙を使用しています

月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
2/11	霜鳥医院 (☎62-0579)	佐々木医院 (☎62-2357)
2/12	小林医院 (☎62-0562)	見附南医院 (☎63-4477)
2/19	見附市立病院 (☎62-2800)	
2/26	堀 医院 (☎66-2133)	金井医院 (☎62-0116)
3/5	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/12	村上医院 (☎63-4600)	寺師医院 (☎62-0137)
3/19	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/21	内島医院 (☎66-2446)	石川医院 (☎66-2140)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

今月の納税

- 固定資産税 (第4期)
- 国民健康保険税 (第10期)
- 国民年金 (第11期)

納税は便利な口座振替をご利用ください。

固定資産税の課税台帳の縦覧期間が変わります。
地方税法の一部改正に伴い、縦覧期間を延期し、次のとおりとします。

***縦覧期間** 4月5日(水)～24日(月)
(土・日曜日を除く)
午前8時30分～午後5時

***縦覧場所** 役場税務課窓口

- 消防車・救急車の要請は ☎119
- 火災発生場所のお問い合わせと無憂苑育場の申込みは与板郷消防署 ☎0258 (72) 2572

人口の動き

1月末日現在・(前月比)・[前年比]

人口	12,883人 (-7) [+145]
男	6,323人 (-4) [+95]
女	6,560人 (-3) [+50]
世帯数	2,840戸 (+2) [+65]

◆ 編集後記 ◆

▼ 地震！生きるものすべての足を支える大地を激しく揺るがすその猛威。正月七日の夜やらぬ先月十七日に発生した兵庫県南部地震は五千人を超える方々の命を奪い、約十万人の建物を損壊させました。国の重要文化財をはじめとする数多くの貴重な文化財にも被害を与え、異国情緒あふれる神戸の面影は今はありません。しかし、被災者のみなさんからは協力し励まし合いながらその復興に向けて立ち上がろうとしています。心よりお見舞い申し上げますとともに、その強い精神力と

ご努力に対し敬意を表します。▼ 風邪がはやっています。避難生活を余儀なくされている方々の間にも蔓延し、不便さに加え、体調のくずれから大変なご苦労をされていることと思えます。三種のインフルエンザがいずれも流行するとうめずらしいケースであるとのこと、治ったと思ったとたん、治らなかったと苦しめられるようなこともあるようです。みなさんも栄養と休養をたっぷりとり、手洗いやうがいをごまめに、風邪の予防に努めましょう。

確定申告は正しく

そしてお早めに

申告期間 2/16(木)～3/15(水)

二月十六日(木)から所得税、住民税(町・県民税)、事業税などの申告の受付が始まります。昨年一年間の所得を正しく申告するために、納税相談などをご利用ください。そして正しい知識と記入法により、三月十五日(水)の納期限までに申告をしてください。

特別減税が実施されます

平成六年分の所得税について、所得税額の二〇%相当額(二〇万円限度)が、納付すべき所得税額より控除されます。○給与所得者
○給与所得者
○年末調整の際に実施されています。

確定申告を必要とするとき

次に該当する場合に、確定申告を必要とします。
①事業(農業・商工業)など営んでいる、不動産収入がある、土地や家屋を売却したなど、平成六年中の所得金額の合計が、基礎控除や配偶者控除などの所得控除の合計を超えるとき
②サラリーマンで、給与の年収が一、五〇〇万円を超えると
③給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が二〇万円を超えるとき



◇ 内職や日雇い、年金を受給しているなど、所得税の申告の必要がない場合でも、住民税の申告は必要です。

◇ なお、納期限までに申告しなかったり、間違った申告をするなど、不足分の税金だけでなく加算税や延滞税を納めなければなりませんので注意しましょう。

白色申告者も収支内訳書が必要

上記①の場合には、確定申告書と一緒に収支内訳書も提出しなければなりません(青色申告

◆ 納税相談日程表 ◆

会場 町農村環境改善センター
時間 午前9時～正午・午後1時～3時30分

月日	地域
2月16日(木)	町内全地区 (営業・その他事業全般)
2月17日(金)	町内全地区 (営業・その他事業全般)
2月28日(火)	西所・三沼地区
3月1日(水)	信条地区 (真野代新田、中条新田第一、第二、第三)
3月2日(木)	信条地区 (下沼新田、西野新田)
3月3日(金)	上通地区 (灰島新田、中興野、新栄、大曲戸)
3月6日(月)	上通地区 (押切思川、押切駅前、池之島、坪根、大口)
3月7日(火)	中通地区
3月8日(水)	中野地区
3月9日(木)	中条地区
3月10日(金)	中之島地区

* 上記の納税相談日以外でも、2月28日(火)～3月15日(水)の間は納税相談を行っています。
* 農業所得を除く営業及びその他の事業所得のある方は、できるだけ2月16日(木)・17日(金)においでください。

《計算方法》

※1 公的年金

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得の金額}$$

公的年金等控除額の算出方法

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人 (昭和5年1月1日以前生まれ)	260万円未満	140万円
	260万円以上460万円未満	(A)×25%+75万円
	460万円以上820万円未満	(A)×15%+121万円
65歳未満の人 (昭和5年1月2日以降生まれ)	820万円以上	(A)×5%+203万円
	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78万5千円
	770万円以上	(A)×5%+155万5千円

※2 私的年金

$$\begin{aligned} & \text{その年に受ける年金} + \text{年金の支払開始日以降その年において分配される剰余金・割戻金} \\ & - \text{その年に受ける年金} \times \frac{\text{年金支払開始日前に分配された剰余金・割戻金}}{\text{年金額年金の支払総額}} = \text{雑所得の金額} \end{aligned}$$

※3 雑損控除

$$\begin{aligned} & \text{A 差引損失額} - \text{所得金額の1/10} \\ & \text{B 差引損失額のうち災害関連支出の金額} - \text{5万円} \end{aligned}$$

※ A、Bいずれかの方が多い金額を控除

* 差引損失額…損失金額-保険金などによって補てんされる金額
* 災害関連支出…災害により壊れた住宅・家財をかたづけするための費用や、豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪降ろし費用など

※4 医療費控除

$$\begin{aligned} & \text{その年中に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} \\ & - \text{10万円または所得の5\% (いずれか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)} \end{aligned}$$

により、住宅や家財に損害を受けた場合の控除です。これらについて、やむを得ない支出をしたときには控除が受けられます。
〔医療費控除〕※4
自分やその家族が病気やけがをして、多額の医療費を支払ったときの控除です。
医療費とは、診察や治療などを受けて直接支払った費用であり、健康保険などで支給を受ける療養費等を差し引きます。
医療費の主なものには次のとおりです。
①医師や歯科医師に支払った診察代、治療代

- ②治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③病院や診療所、助産所などへの入院や通院のための交通費
- ④マッサージ師、指圧師、はり師、灸師、柔道整復師による治療代
- ⑤保健婦、看護婦、准看護婦などに支払った療養上の世話の費用
- ⑥助産婦に支払ったお産の費用
- ⑦入院時の部屋代・食事代の費用、医療器具の購入代・賃借料で、通常必要なもの
- ⑧六ヵ月以上寝たきりで、医師がおむつの使用を必要と認め

た人のおむつ代
◇ ใดๆの場合も、支払額を証明する領収書などの添付や提示が必要です。
なお、おむつ代には医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。
医療費は、平成六年中に支払ったものが控除の対象となります。したがって、未払いの医療費については控除の対象にはなりません。
〔寄付金控除〕
国や地方公共団体などに寄付金を支払ったとき控除されます。

者を除く)。収支内訳書には、その年の総収入や必要経費の内容を記載してください。

なお、平成四年分の事業所得などの合計額が三〇〇万円を超える場合は記帳をしなければなりません。また、これ以外でも記帳をしているときには収支内訳書を一緒に提出してください。

納税相談のご利用を

町では二月二十八日(火)より、次ページの日程表のとおり納税相談を実施します。確定申告等が必要とするかたは、ぜひご利用ください。

なお、期間中は大変混雑することが予想されますので、できるだけ決められた日にお越しください。また、申告の際には添付書類や印鑑などを忘れずにお持ちください。

年金収入は雑所得になります

国民年金や厚生年金などは公的年金、生命保険や郵便年金などは私的年金になります。これらの年金を受け取ったときには雑所得となり、所得税がかかります。

サラリーマンでも所得税が戻るとき

サラリーマンでも次の控除に該当する場合は、確定申告をすることによって源泉徴収された所得税が還付されます。
なお、この際には給与所得や退職所得以外の所得が二〇万円以下であっても、これらを申告しなければなりません。
〔雑損控除〕※3
雪降ろしの費用や地震・火災・風水害などの災害、盗難など

〔住宅取得等特別控除〕※5

自分で住むための住宅を新築や購入したとき、六年間受けられる特別な控除です。また、増改築などでも、工事費が一〇〇万円を超える場合には控除の対象となります。

- ①床面積五〇㎡以上二四〇㎡未満の住宅を新築、または中古住宅（建築後十五年以内）を購入
- ②居住した年の年収が三〇〇〇万円以下
- ③住宅ローンの返済期間が十年以上

〔その他の場合〕
○年の途中で退職し再就職せず、年末調整を受けていないとき
○所得が少なく、配当所得や原稿料などの源泉徴収の税金を納め過ぎているとき
○年末調整の際に、生命保険料控除などを受け忘れたとき
○予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなったとき
◇◇
詳細は、納税相談の際などに
お尋ねください。

なお、年末調整を受け、税金の還付だけを申告するときは、「給与所得者用還付申告書」を

確定申告の際に必要な書類

利用すると簡単です。

確定申告をするとき、申告書に添付しなければならない書類は次のとおりです。
なお、印鑑は必ず必要です。

- 雑損控除
- 損害額の明細書（雪降ろし費用などについては領収書等）
- 医療費控除
- 支払った医療費の領収書
- 住宅取得等特別控除
- 住民票の写し
- 登記簿謄（抄）本、請負契約書、売買契約書など
- 住宅ローンなどの年末残高等証明書
- 住宅ローンなどの債務を引き継いだ場合、その契約書の写し
- 増改築などの場合、さらに建築確認通知書の写し、もしくは建築士が交付した増改築等工事証明書
- 入居年月日が平成五年三月三十一日以前るとき、控除の計算方法が異なります。
- 小規模企業共済等掛金控除
- 支払った掛金の証明書

- 生命保険料控除
- 支払った保険料の証明書（年間九〇〇〇円を超えたとき）
- 個人年金保険料控除・損害保険料控除
- 支払った保険料の証明書
- 給与所得のある人
- 勤務先の源泉徴収票
- 年金収入のある人
- 公的年金等の源泉徴収票等

所得税の振替納税制度

所得税の納付方法に振替納税制度があります。

この制度を利用すると、銀行などの預貯金口座から直接振替えて納税されますので、手間が省け、また納付をすっかり忘れてしまうこともありません。
新たにこの振替制度を利用されるときは、税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

還付金の口座振込制度

所得税の還付金の受け取り方に口座振込制度があります。
この制度を利用すると、還付金が銀行などの預貯金口座に直

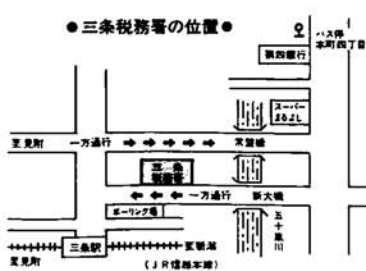
接振り込まれます。

利用される方は、申告の際に振込指定金融機関及び口座番号を申告書に記載してください。

三条税務署へはバスか電車のご利用を

三条税務署では二月上旬から三月下旬の間、庁舎前にプレハブを建て、そこを確定申告のための納税相談会場としていただきます。このために駐車場が使用できなくなりまますので、車ではなくバスや電車などをご利用ください。

本町からの交通機関
〔バス〕
東三条行きで本町四丁目バス停下車、徒歩十五分
〔電車〕
JR信越本線見附駅、押切駅などから新潟方面行きで三条駅下車、徒歩二分



所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税	
基礎控除		350,000円	330,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	350,000円	330,000円	
	老人控除対象配偶者	450,000円	380,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	650,000円	540,000円	
	老人控除対象配偶者	750,000円	590,000円	
配偶者特別控除		最高350,000円	最高330,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	350,000円	330,000円	
	特定扶養親族	500,000円	410,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	450,000円	380,000円
		同居老親等	550,000円	450,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	650,000円	540,000円
		特定扶養親族	800,000円	620,000円
		同居老親等以外の老人扶養親族	750,000円	590,000円
		同居老親等	850,000円	660,000円
障害者控除	一般の障害者	270,000円	260,000円	
	特別障害者	350,000円	280,000円	
老年者控除	一般の老年者	500,000円	480,000円	
	特定の老年者	500,000円	480,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	260,000円	
	特定の寡婦	350,000円	300,000円	
寡夫控除	一般の寡夫	270,000円	260,000円	
	特定の寡夫	270,000円	260,000円	
勤労学生控除	一般の勤労学生	270,000円	260,000円	
	特定の勤労学生	270,000円	260,000円	
生命保険料控除	一般の生命保険料	最高50,000円	最高35,000円	
	特定の生命保険料	最高50,000円	最高35,000円	
個人年金保険料控除	一般の個人年金保険料	最高50,000円	最高35,000円	
	特定の個人年金保険料	最高50,000円	最高35,000円	
損害保険料控除	一般の損害保険料	最高15,000円	最高10,000円	
	特定の損害保険料	最高15,000円	最高10,000円	
白色専従者控除	最高配偶者	800,000円	800,000円	
	その他	470,000円	470,000円	

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは70歳以上（大正14年1月1日以前生まれ）の人です。
※特定扶養親族とは扶養親族のうち16歳以上23歳未満（昭和47年1月2日～昭和54年1月1日生まれ）の人です。
※特定の寡婦とは、寡婦のうち扶養親族のある子を有していて、しかも合計所得金額が500万円以下である人です。
※老年者控除は申告者が65歳以上（昭和5年1月1日以前生まれ）の人で所得金額が1,000万円以下のとき該当します。

お知らせ

固定資産税の町県民税

納税通知書が変わります

固定資産税等町税の納税通知書は、各納税月に各期別に各納税者宛てにそれぞれ送付していましたが、平成七年度より固定資産税及び町県民税の納税通知書については第一期の納税月に第一期から第四期分までの

納税通知書を一括して送付することになりました。

納税通知書は、その年度に一回しか送付しませんので大切に保管し、各納期限までに忘れずに納税して下さるようお願いいたします。

町税務課（六一二〇一七）

地方税法の一部改正について

〔個人住民税〕
(1)所得割の税率適用区分を次のように改める。
①道府県民税

税率	適用課税所得	
	現行	改正後
2%	550万円以下の金額	700万円以下の金額
4%	550万円を超える金額	700万円を超える金額

②市町村民税

税率	現行		改正後
	適用課税所得	適用課税所得	
3%	160万円以下の金額	200万円以下の金額	200万円を超える金額
8%	160万円を超える金額	200万円を超える金額	
11%	550万円を超える金額	700万円を超える金額	

(2)基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を次のように引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎控除	31万円	33万円
配偶者控除	31万円	33万円
(老人控除対象配偶者に係る配偶者控除)	(36万円)	(38万円)
配偶者特別控除	最高31万円	最高33万円
扶養控除	31万円	33万円
(老人扶養親族に係る扶養控除)	(36万円)	(38万円)
(特定扶養親族に係る扶養控除)	(39万円)	(41万円)

(3)配偶者控除または扶養控除の適用対象となる者の所得要件を38万円以下（現行35万円以下）とする。

(4)白色申告書の専従者控除額を、配偶者である事業専従者については86万円（現行80万円）に、配偶者以外の事業専従者については50万円（現行47万円）に引き上げる。
但し上記の改正のうち(1)及び(2)については平成7年度分の個人住民税から適用することとし、(3)及び(4)については平成8年度分の個人住民税から適用する。

(5)平成7年度分の個人住民税について、次により特別減税を実施する。

- ①特別減税は、その者の個人住民税所得割額から特別減税の額を控除する
- ②特別減税の額は、平成7年度分の個人住民税所得割の15%相当額とする。ただし、15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。
- ③特別減税の実施方法は次による。
 - ア. 給与所得者に係る特別減税
平成7年6月において均等割の額及び所得割の額ともに徴収せず、特別減税を控除した後の年税額を同年7月から翌年5月までの11ヵ月間で徴収する。
 - イ. 事業所得者、公的年金受給者に係る特別減税
平成7年6月分（第1期）の納付において、特別減税額を控除する。

福祉を考える

町保健医療福祉計画から



だれでも、いつでも 安心して
気軽に利用できる福祉サービスを目指して

我が国では近年急速に高齢化が進み、21世紀初頭には世界に例をみない程の高齢化社会が到来すると予測されています

国は高齢者保健福祉の基盤整備推進のため、平成元年12月、高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略＝ゴールドプラン＝を策定、翌年6月には老人福祉法・老人保健法など関連8法の改正がなされました

こうした状況をうけ、本町においても保健福祉行政の基本指針となる中之島町保健医療福祉計画を昨年3月に策定しました

町の保健福祉ニーズを十分考慮した中で、各種サービスの実施目標や体制整備等に関する内容を盛り込んだ計画であり、これにより総合的なケアサービス供給体制の確立を目指そうとするものです

本計画の「高齢者福祉」及び「障害者福祉」にスポットを当てました

福祉をとりまく

現況

高齢者福祉

平成四年四月一日現在での本町における65歳以上の高齢者は1974人であり、これは総人口の16・0%にあたります。高齢者人口、高齢者世帯とも、今後急速に増加することが予想されます。平成四年九月に実施した老人保健福祉実態調査(65歳以上老人調査)結果によれば、現在の健康状態について「健康」と回答した人は22・9%に過ぎず、残りの約8割が「薬を飲んだり医療機関に受診をしている」となっています。また、「定期的に医療機関に受診しており、日常生活に支障がある」人が7・5%、「入院中、または寝ている」人は2・7%と、約1割の人が日常生活に何らかの支障を来していることとなります。要援護老人は161人、そのうちの73%が75歳以上です。要援護老人の把握は、毎年県が実施している老人現況調査にあわせて行っており、寝たきり老人につ

いては国の基準に基づく判定を在宅サービス必要度の指針としています。また、痴呆性老人等については地元民生委員の家庭訪問やデイサービス利用状況により確認を行い、在宅助成制度の適用や福祉サービスの提供を図っています。

障害者福祉

【身体障害者(児)】

平成四年三月三十一日現在での本町における身体障害者(児)385人となっています。部位別にみると肢体不自由が229人、59・5%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害59人(15・3%)、内部障害51人(13・2%)、視覚障害38人(9・9%)、音声・言語障害8人(2・1%)と続いています。全体としては年々減少傾向にある中で、内部障害だけが目立って増加しています。

なお、平成四年八月一日現在での身体障害者更生援護施設への入所者は越路町「みのわの里療護園」の2人であり、現在のところ待機者はいない状況です。

【精神薄弱者(児)】

平成四年四月一日現在での本町における精神薄弱者は64人、そのうち療育手帳所持者は59人となっています。また、見附市「まごころ寮」などの精神薄弱者援護施設への入所者が平成四年八月一日現在で20人おり、本人及び保護者の高齢化が進んでいます。

【特別養護老人ホーム・養護老人ホーム】

精神薄弱者援護施設に入所している人の保護者は、施設からの退所以後のことについて大きな不安を抱えています。社会復帰は望むものの、それがうまくいかなかったとき、施設への再度の入所が施設そのものの不足等から困難であること、また在宅者が利用しやすい身近な作業施設がないということがその理由です。

保健医療福祉サービス

【特別養護老人ホーム・養護老人ホーム】

こうした中、平成六年九月、障害者のための通所作業所「虹の家」が開所しました。旧中条保育所を整備したこの作業所は、心身障害者等家族連絡協議会によって運営されており、現在は週三日の作業が行われています。

平成五年四月一日現在で長岡市「かつば園」等の特別養護老人ホームへの入所者は13人、三条市「県央寮」等の養護老人ホームへは3人です。また、今年三月に開設する見附市の特別養護老人ホーム「大平園」へも11人が入所予定となっています。

【老人保健施設】

今後施設整備については、広域的な取り組みの中で検討していくことが必要です。



昨年9月に開所した通所作業所「虹の家」



ホームヘルパー派遣状況

	派遣世帯数	延派遣時間
平成2年度	21	1,022
平成3年度	22	1,208
平成4年度	30	1,647

町「グリーンヒル与板」等の老人保健施設への入所は8人となっています。医療と虚弱老人の自立支援、在宅支援のため、施設利用者が年々増加しています。また、最近では老人保健施設のショートステイやデイケア(通所サービス)など、さまざまなサービス利用が行われています。

【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパー(常勤3人、非常勤2人)の活動状況については、その派遣件数、延派遣時間ともに年々増加しており、今後もそれが一層増えていくものと思われれます。

「デイサービス」
地域福祉センター（サンパルコなかのしま）開設に伴い、平成三年五月より老人デイサービス、身体障害者デイサービスを実施しています。在宅の老人と身体障害者を対象に日常動作訓練、入浴、給食、機能訓練等の



町の福祉・医療の拠点「サンパルコなかのしま」

サービスを提供し、心身機能維持や生活支援により家族の負担軽減に努めています。
サービス実施状況は、次表のとおり利用登録者・利用者とも急速な伸びを示しています。

サンパルコ利用状況 単位：人

区分 年度	利用登録者数		年間延利用人員			
	老人	身体障害者	老人		身体障害者	
			月平均延利用人員	月平均延利用人員	月平均延利用人員	月平均延利用人員
平成3年度	44.5	6.0	896	81.5	170	15.5
平成4年度	58.0	19.7	1,534	127.8	711	59.3
平成5年度	64.4	20.3	1,056	150.9	459	65.6

※ 利用登録者数は月平均 ※ 平成3年度は5月より実施（11か月）
※ 平成5年度は4月より10月まで（7か月）

「ショートステイ」
平成四年度におけるショートステイの利用状況は、三条市「長和園」等で延利用数48人（実利用数22人）、延利用日数674日（一回当たりの利用日数14日）でした。冠婚葬祭や介護者の病氣・療養に伴う利用が大部分となっています。

利用者は増加傾向にあり、今後ますます増えるものと思われます。

「在宅ケアサービス」

■日常生活用具等給付事業
国庫補助事業で実施しており、老人や重度身体障害者等の日常生活の便宜を図ることをその目的としています。

平成四年度には、特殊ベッド8、マットレス3、酸素ボンベ1を給付しました。

■特殊ベッド・エアーマットの貸与
7台の特殊ベッドと5基のエアーマットについて、希望者に対し町で貸与を行っています。

事業の充実を図ったことにより、現在では空き待ち状態は解消されてきています。

■緊急通報システム
在宅の一人暮らし老人の事故

を未然に防止するため、担当地域の民生委員や近所の方の協力のもと、町と警備会社が契約し緊急通報システムの無料設置事業を行っています。

一人暮らし老人の日常生活の不安解消に役立っており、現在の利用者は19人となっています。

■紙おむつ購入費助成事業
平成四年度より、在宅で三カ月以上にわたって寝たきり状態にある人を対象とした紙おむつの購入費助成事業を行っています。

生計中心者の前年度所得状況により、課税世帯に月四、〇〇〇円、非課税世帯に月八、〇〇〇円の助成により、家庭の経済的負担の軽減を図っています。

平成四年度の助成対象者は、課税世帯23人、非課税世帯27人の計50人となっています。

■布団の無料クリーニング事業
平成五年度より、概ね65歳以上の寝たきりの老人を対象に、年二回の布団の無料クリーニングを行っています。

対象物件は寝具と毛布一枚であり、現在までの利用者は56人です。



■給食サービス
社会福祉協議会では、在宅の一人暮らしの老人と老人世帯を対象とした給食サービスを実施しています。

一人暮らしの老人は、その安否の確認も兼ねて行われているものであり、現在の利用者は24人となっています。

またこれとは別に「サンパルコなかのしま」での会食サービスを年六回実施しています。

平成六年度より、寝たきり老人等の介護者に対する介護手当の支給を行っています。

介護者の物質的・精神的な面での手助けをするため、町として月五、〇〇〇円の介護手当を支給しているところです。

また、障害者などの通院にかかる交通費についても、現在その助成等を検討中です。

今後の施策とサービス供給体制

高齢者福祉

「高齢者福祉施設の整備」
高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのため、の場としての「老人憩いの家」の整備充実を図ります。



老人憩いの家「刈谷田荘」

寝たきり老人等のデイサービスをはじめ、住み慣れた家庭や地域で暮らしながら、だれでも、いつでも安心して気軽に利用できる。在宅福祉サービスの充実を図ります。

「老人クラブの育成」
高齢者相互の親睦を深め地域住民との心ふれあう交流を促進し、魅力を感じ、生きがいを持つて積極的な社会参加を実現するため、老人クラブの育成とその活動の一層の活発化を図ります。

「在宅者援護の充実」
寝たきり老人等の要介護老人のため、日常生活用具の給付及び貸与、ホームヘルパーの派遣、紙おむつ給付事業やショートステイ等の各種事業の充実、さらに一人暮らし老人家庭などへの安全対策としての緊急通報システム事業の充実を図ります。

「在宅ケアサービス」
国・県の社会復帰施設と障害者福祉施設の整備充実について、家庭及び施設との十分な連携をとりながら援助していきます。

「更生援護施設の整備」
国・県の社会復帰施設と障害者福祉施設の整備充実について、家庭及び施設との十分な連携をとりながら援助していきます。

「社会参加の促進」
身体障害者福祉協会を中心として障害者相互の自主的交流を促し、社会参加、社会復帰の助



▽特別養護老人ホーム等、要介護老人などの施設整備を広域の中で図っていきます。
▽地域福祉センター「サンパルコなかのしま」を拠点とし、

障害者福祉

「障害者（児）の発生予防対策」
住民基本検診、成人病、母子の健康強化活動の充実を図ることにより、障害の未然防止、早期発見、治療に努めます。

▽後天的な社会的理由による障害の発生防止のため、交通安全対策や、労働災害による事故防止活動等を推進していきます。

「在宅障害者（児）のためのサービス体制の充実」
重度の心身障害のため独立して日常生活を営むことが困難な心身障害者（児）を抱えている家庭に対し、日常生活用具の支援、ホームヘルパーの派遣等、障害者の多様な生活実態を見極めながらの積極的な相談・指導活動を推進します。

「更生援護施設の整備」
国・県の社会復帰施設と障害者福祉施設の整備充実について、家庭及び施設との十分な連携をとりながら援助していきます。

「社会参加の促進」
身体障害者福祉協会を中心として障害者相互の自主的交流を促し、社会参加、社会復帰の助

施設等整備体制

「在宅援護対策の充実」
高齢者の増加や核家族化の進行によって介護の担い手が減少している中で、高齢者や要介護者が家庭や地域社会において健康でやすらぎのある生活を送れるよう、きめ細かな福祉対策を推進していきます。

施設等整備体制

今後ますます高齢者人口が増加していく中で、その的確な需要予測に基づき、近隣市町村を含めた広域圏対応を中心として施設等の整備・拡充を図っていきます。

本計画における試算によると、平成十二年には65歳以上人口が2479人、総人口に占める割合で18.3%となっています。今後一層増大・多様化する高齢者のニーズに対応すべく、疾病の状況や介護者の状況等を個別に処遇検討し、各人に最も適したサービスの提供を図っていきます。

また、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができ、社会の実現に向けての取り組み



みも重要となってきます。現在の老人クラブ、老人大学、高齢者スポーツ大会等の体制整備を図るとともに、今後はシルバー人材登録制度の実施によるさまざまな活動の場の提供や、高齢者のボランティア活動、シニアリーダー活動、文化継承活動等の地域活動事業、さらにスポーツ・レクリエーションや健康増進活動事業等の振興を図っていく必要があります。

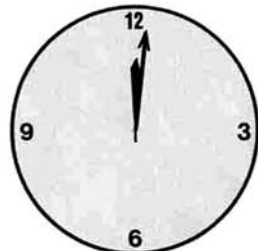
本計画は来るべき本格的な高齢者社会に対応すべく平成十一年度を目標年次として策定したものです。町・社会福祉協議会・福祉施設・地域住民が一体となり、また広域的な観点から地域福祉センター・保健所・医療機関・近隣市町村等との連携を密にとりながらの計画推進を図っていきます。

次ページからは、町の福祉・医療の拠点施設である「サンパルコなかのしま」における日々の、また年間の活動状況について紹介します。



昼食は利用者に応じたメニューです。季節感あふれる献立は、みなさんに大好評！テーブルを囲み、みんなでおいしくいただけます。

食べながら
思わず会話も
はじまります



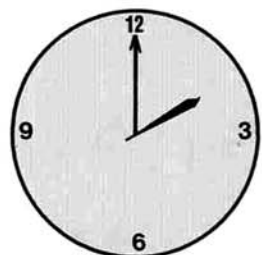
いただきます



昼寝の後は、サンパルコ体操で眠気もスッキリ！風船パレーや輸送りなどのレクリエーションで笑いのひとときを。勝負になるとつい本気に……。



みんなが
健康で
過ごせますように



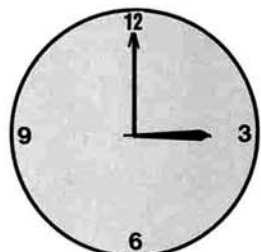
お楽しみタイム

楽しんだ後はおやつとお茶でひと休み。テレビを見ながら世間話に花が咲く!?



天気の良い日は近くの満福寺まで散歩に出かけます。お隣りの保育所におじゃますることも……。

風邪ひかない
ようにネ



また来ようね



朝と同様、リフト付きバスとワゴン車で家まで送ります。

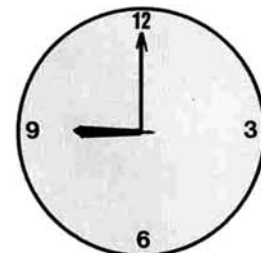
次に来る日
いつだよかな？

忘れ物のないように、次に来る日を楽しみに！



リフト付きバスとワゴン車で、みなさんの家の玄関まで迎えに行きます。寝たきりの方でも車イスに乗って安心して来てもらえます。

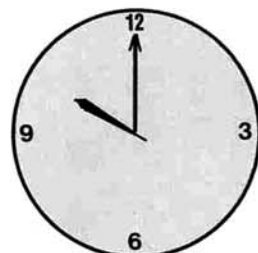
到着したら
まずは健康チェック！



おはようございます
サンパルコです



何か変わった
ことは
ありませんか？



入浴で気分爽快



寝たまま入れる特殊浴槽と腰をかけたまま入れる中間浴槽、元気な人は一般浴場で。

入浴後、ボランティアのみなさんから髪をかわかしてもらったり、つめを切ってもらったり、とっても気持ちいい！

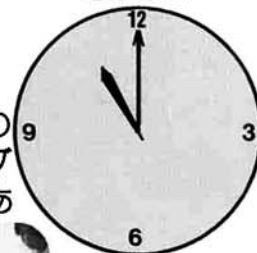
湯かげん
どうですか？

マッチ棒さし、洗たくバサミの取りはずし、刺しこ、カレンダーづくり…、それぞれの人にあった作業を頑張ります。



輪はげ
いくつ入るかな

訓練室ではリハビリのため、自転車こぎや歩行練習などにはげんでいます。



お昼はいただきます



4月 お花見

室内に桜の木を用意して、お花見気分を満喫します。
もちろんみんなでカラオケも……。



3月 桃の節句



ボランティアのみなさんの華麗な？
踊りに拍手喝采。

2月 節分

サンパルコにいる鬼を外へ出せ！
大きな声で「鬼は外、福は内」



1月 かきぞめ



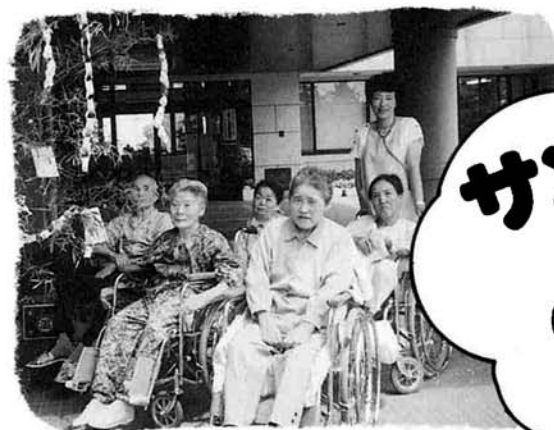
今年1年の願いを込めて……。
みごとな筆づかいです。

8月 夏まつり

夏だ、まつりだ、おみこしだ！
太鼓の音が鳴り響く。



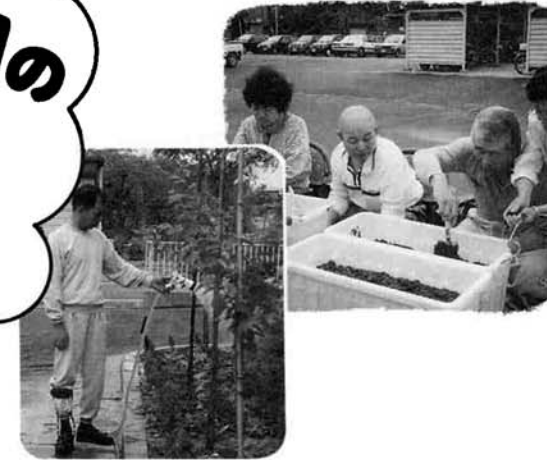
7月 セタまつり



願いを込めたたんざくを
自分の手で飾ります。
「どうか願いがかないますように…」

6月 お花づくり

外でみんなと土いじり
「元気に育て」と水をやり



5月 稲島ドライブ



おさい銭をあげてお参りし
油あげをお土産に！

12月 クリスマス会



サンタクロースからの
プレゼント。
1人1人に手渡され、
思わず「ニッコリ！」



女神さまとの
デュエットも！



11月 町民祭

力作ぞろいですね～。
わたしたちの作品はど
こかなあ。



10月 大運動会

熱のこもった応援合戦
ガンバレ赤、負けるな白！



9月 文化祭



「カさはいらんかの～」
職員が汗だくになって
頑張った「かさじぞう」
の1コマです。

サンパルコの 一年

兵庫県南部地震災害 義援金の受付について

一月十七日未明、淡路島北部を震源として発生した大規模地震は、犠牲者が五千人を超えるという戦後最大の震災を引き起こしました。また、数多くのみなさんが今だに不自由な生活を余儀なくされている状況にあります。

日本赤十字社及び共同募金会では、被災地への義援金の受付を実施しています。本町においても、下記により寄付を受付していますので、一人でも多くのみなさんからのあたたかいご協力をお待ちしております。

- 記
- 一、名称
兵庫県南部地震災害義援金
 - 二、受付期間
一月十七日から三カ月間
 - 三、受付場所
 - ①町役場 住民福祉課
(☎六一一〇一四)
 - ②老人憩いの家 刈谷田荘
(☎六六一四四二二)
 - ③サンパルコなかのしま
(☎六六一〇六八八)

世帯主の長男の子(孫) …… 子の子
世帯主の長男の長男の子(曾孫) …… 子の子の子
養父母 …… 父母

※なお、住民票の写しは、続柄を省略して発行することもできます。
▼問い合わせ先 町住民福祉課(☎六一一〇一四)

嫡出子	従前	改正後
養子	長男・二女等	子
非嫡出子(認知)	養子	子
非嫡出子(未認知)	妻(未届)の子	妻(未届)の子

住民票への記載方法が 一部変更されます

近年におけるプライバシー保護の観点から、住民票の中でこれまでは世帯主との続柄を「長男」、「二女」などと記載されていたものを、三月一日からはすべて「子」に統一されます。

〔例〕



小坂井昭吾さん

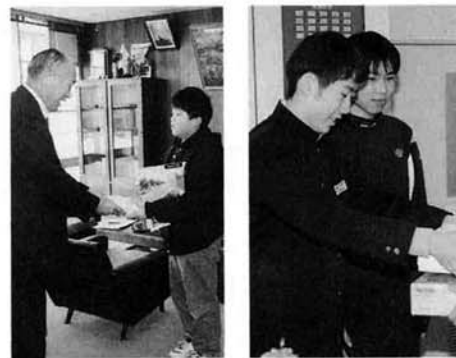
町文化財調査 審議会委員に 小坂井昭吾さん

このたび、町文化財調査審議会委員に小坂井昭吾さん(六十四歳・中之島第四)が任命されました。小坂井さんは現在、町公民館長としても活躍されています。今後は、公民館活動に加え、町の文化行政の発展のためにもご尽力いただきます。

協力ありがとうございます

中之島中学校生徒会福祉委員会がこのたびの震災にいち早く対処し、二九一、〇六〇円の義援金をサンパルコなかのしまに届けました。

また、一月二十六日(木)には中之島中央小学校の児童が町役場を訪問、一六三、七六八円の義援金を町長に手渡しました。

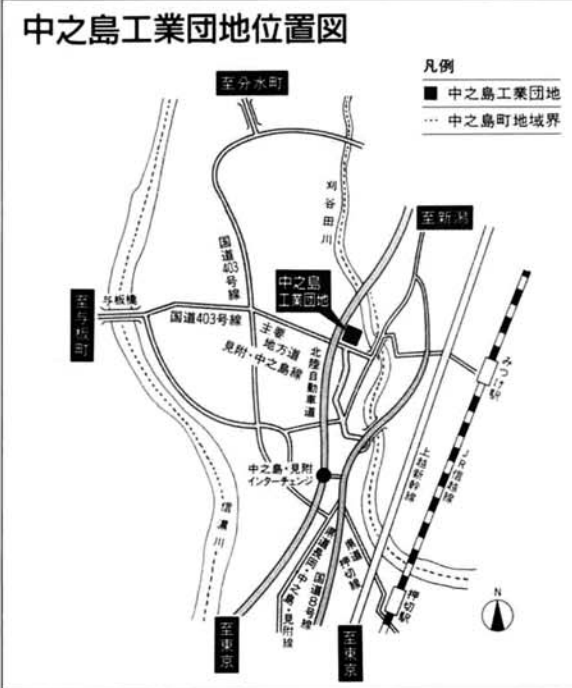


善意に感謝いたします

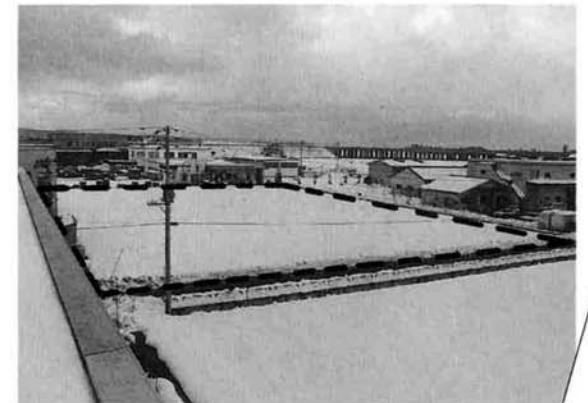
村山士朗さん(藤山)から、町のより一層の交通安全対策の推進に役立つようにと、このたび次のとおりご寄附をいただきました。

紙上より厚くお礼申し上げます。

一、金一三五、八三八円



中之島工業団地用地



分譲中

中之島工業団地分譲要領

1. 譲渡土地
 - (1)所在地 新潟県南蒲原郡中之島町大字中之島字根岸807-1
 - (2)面積 4,278.17㎡ (1,294坪)
 - (3)地目 宅地
 - (4)代金 81,285,230円 (単価 19,000円/㎡ <62,810円/坪>)
 - (5)法令上の制限 市街化区域 工業地域
建ぺい率60% 容積率200%
 - (6)施設の概要 上水道宅地内引込済
2. 譲渡申込資格

譲渡土地希望者は、次に掲げる要件をすべて備えていることが必要です。

 - (1)譲渡土地において、自ら製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に係る工場やその工場に付帯する施設(以下「工場等」という)を建設し、かつ、経営しようとする者であること。ただし、譲り受けた者と密接な関連を有する者が工場等を建設し、または経営しようとする場合も含まれます。
 - (2)事業計画や資金計画が適切で、土地売買代金を確実に支払うことができる者であること。
 - (3)工場等の操業にあたっては、周辺に公害を及ぼす恐れがないよう必要な公害防止施設を整備できる者であること。
3. 譲受申込手続き
 - (1)譲受申し込みに必要な書類
 - ア. 工業用地譲受申込書(所定のもの)
 - イ. 事業計画書(所定のもの)
 - ウ. 法人登記簿謄本
 - エ. 会社概要及び製造製品等の説明書
 - (2)申込受付場所
〒954-01 新潟県南蒲原郡中之島町大字中之島788番地
長岡地域土地開発公社中之島事業所
[中之島町役場企画課内]
☎(0258)61-2011
4. 譲渡の条件
 - (1)譲渡土地は、分割譲渡はいたしません。ただし、申し込み時に複数で一区画を申し込みされる場合はこの限りではありません。
 - (2)工場等の操業にあたっては、周辺に公害を及ぼす恐れのないよう必要な公害防止施設を整備するとともに、環境を保全するため、中之島町と公害防止協定を締結していただきます。
 - (3)譲受人が次の事項を履行されない場合は契約を解除し、長岡地域土地開発公社中之島事業所で譲渡土地を買い戻させていただきます。(買戻特約登記)
 - ア. 土地売買契約締結の日から3年以内に工場等を操業すること。
 - イ. 土地売買契約締結の日から7年間は、長岡地域土地開発公社中之島事業所の承諾を得なければ、譲渡土地を第三者に賃貸または転売をしないこと。
 - ウ. 譲渡土地は、土地売買契約書に定める目的以外の用途に使用しないこと。
5. 譲渡代金の支払
 - (1)土地売買契約締結と同時に譲渡代金の50%相当額を支払っていただきます。
 - (2)残額については、所有権移転登記の事務手続き完了後に支払っていただきます。
6. 譲渡土地の所有権移転及び引き渡し
 - (1)譲渡土地の所有権の移転及び引き渡しは、売買代金納入完了後、速やかに行います。
 - (2)所有権移転登記は、所有権の移転後速やかに長岡地域土地開発公社中之島事業所で行います。ただし、これに要する費用は譲受人の負担となります。

年500円の掛金でみんなが安心

交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、県内百十二市町村が共同で運営している相互扶助制度であり、交通事故による死亡やケガをしたときに、被災者やその家族に対し見舞金を贈るためのものです。本町における平成六年度の加入者は一万一、三三二名（加入率88・6%）。被災後の生活の安定に役立てていただいています。

現在、平成七年度の会員を募集しています。万一に備え、ご家族そろってご加入ください。

なお、中途加入の場合は、会費納入日の翌日からとなります。

加入方法

二月中旬に、嘱託員を通して各世帯に加入申込書を配布しますので、必要事項を記入し会費を添えて期限までに嘱託員に申し込みください。

■見舞金の請求方法
次の書類を添えて、町住民福祉課で手続きをしてください。
〈必要な書類等〉

- ① 会員証
- ② 共済見舞金請求書
- ③ 交通事故証明書

■加入資格
町内に住所があれば、年齢に制限はありません。また、学生は転出していても加入できます。

■会費（掛金）
一人当たり年額 五〇〇円。
（年齢に関係ありません。）
なお、四月一日以降に加入した場合も同額です。

■共済期間
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで。

交通安全は…



家庭から

- ④ 医師の診断書
 - ⑤ 請求者の金融機関の口座番号
 - ⑥ 請求者が自動車運転または同乗していた場合は、運転者の免許証の写し
 - ⑦ その他、必要によって交通災害共済組合長が指定した書類
- ※見舞金の請求期限は、交通事故の起きた日から一年以内です。請求期限を過ぎると見舞金は支払われません。
- なお、会員証を紛失された方には再発行しますので、お申し出ください。

交通災害共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	120万円
2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	70万円
3等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	40万円
4等級	治療を要した期間が7ヵ月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数10日以上の傷害	18万円
5等級	治療を要した期間が6ヵ月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上の傷害	15万円
6等級	治療を要した期間が5ヵ月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上の傷害	12万円
7等級	治療を要した期間が4ヵ月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上の傷害	10万円
8等級	治療を要した期間が3ヵ月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上の傷害	8万円
9等級	治療を要した期間が2ヵ月を超え、かつ、入院通院の実治療日数30日以上の傷害	6万円
10等級	治療を要した期間が1ヵ月を超え、かつ、入院通院の実治療日数15日以上の傷害	4万円
11等級	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	2万円

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	1月中	累計	1月中	累計	1月中	累計
平成7年	4	4	0	0	5	5
平成6年	3	3	0	0	5	5
比較増減	+1	+1	±0	±0	±0	±0

死亡事故 0 連続615日 1/31現在

国民年金コーナー

国民年金の保険料額が改定されます

四月から国民年金の保険料が一ヵ月につき一一、七〇〇円に改定されます。

国民年金は、被保険者の方が老齢、障害、遺族になったときに、生活の支えとして支給される大切なものです。

国民年金制度を健全に運営し

保険料の前納制度をご利用ください

国民年金は、次の期間の保険料を一括して前払い（前納）できる制度があります。

● 保険料を前納しようとする月から平成八年三月分までのすべての保険料

● 平成八年三月までの間に六十歳になるときは、保険料を前納しようとする月から六十歳になる前月分までの保険料

前納制度を利用すると、毎月保険料を納める手間を省くこ



前納制度を利用しませんか

とができ、さらに次の表のとおり保険料の割引を受けられるという利点があります。

前納を希望される方は、二月末日までに、町住民福祉課年金係（電話六一二〇一四）へお申し出ください。

平成7年4月分からの1年分を4月に前納した場合

納付区分	毎月納付の場合 (A)	前納の場合 (B)	割引額 (A-B)
保険料種別			
定額保険料	11,700円×12ヵ月 = 140,400円	137,010円	3,390円
付加保険料	400円×12ヵ月 = 4,800円	4,680円	120円

中条児童館職員（臨時職員）を募集しています

- ◇ 職 種 児童厚生補助員（臨時職員）
- ※ 児童構成補助員とは児童厚生員を補助し、児童の遊びを指導することを職務とします。
- ◇ 採用人員 若干名
- ◇ 採用条件 高校卒以上で概ね40歳まで
- ◇ 勤務時間 火曜日から土曜日：午後1時～午後5時30分
日曜日 …… 午前10時～午後5時30分
小・中学校の春休み、夏休みの期間中 …… 午前10時～午後5時30分
- ※ 採用人数によっては、勤務時間の変更をする場合があります。



- ◇ 休 日 月曜日、祭日
- ◇ 時 給 六七〇円（保母、教諭等の有資格者 七二七円）
- ◇ 勤務地 中条児童館（中之島町大字中条丙一六番地）
- ◇ 採用予定日 平成七年四月一日
- * 申し込みは、市販の履歴書に記入のうえ、二月二十八日（火）必着で提出してください。（有資格者は資格証明書の写しを添付）
- 提出及び問い合わせ先

中之島町役場 住民福祉課
〒九五四一〇一
中之島町大字中之島七八八番地
☎〇二五八一六一二〇一四





青竹がはじけ 炎は夜空をこがす



書き初めを燃したり スルメを焼いたり



無病息災 豊作祈願

大口蓮の葉子供会
さいの神

小正月の一月十五日(日)、町内各地で「さいの神」が催されました。
大口の「於保久知神社」でも大口蓮の葉子供会によって盛大に行われ、午後五時、二塔のさいの神に点火されました。書き初めをくべる人、スルメを焼く人、無病息災・豊作祈願のこの儀式に多くのみなさんが詰めかけました。



平成四年四月の開校以来、その早期完成が待ち望まれていた中之島中学校校歌。一月二十五日(水)、記念すべき校歌発表会が盛大に行われました。



改善センター駐車場で放水

無火災を期して

町消防団
出初式

一月八日(日)、平成七年町消防団出初式が町農村環境改善センターを会場に行われ、団員のみなさん一人一人が今年一年の無火災に向けての決意を新たにしました。
昨年は町内において三件の火災が発生しましたが、町消防団等の迅速かつ的確な消火活動により、幸いにも人的な被害は免れました。
冬期間は暖房器具などの使用が多いことから、火災が発生しやすい状況にあります。火の元には十分注意をして、火災予防に努めましょう。



訓示を述べる渡辺団長

お正月行事が盛り沢山

お正月ゲーム
まゆ玉づくり

一月は、町内各保育所ともお正月にちなんださまざまな行事がありました。
十日(火)には、中野保育所でお正月ゲームとしてウォークラリー、信条保育所ではまゆ玉づくりを行いました。また、十四日(土)には、中通保育所で雪まつりを行い、そり遊びやまくらづくり、まゆ玉づくりなどで楽しみました。



中野保育所



中通保育所



信条保育所

新年を迎え 気持ちも新たに

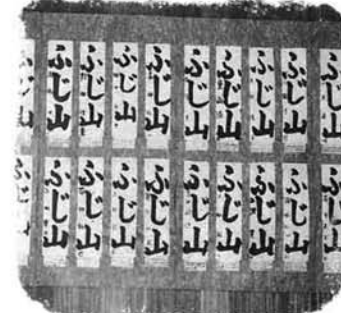
各小学校
書き初め展

町内各小学校では一月十七日(火)から書き初め作品の展示をしました。
冬休み中、児童一人一人が一生懸命練習した成果があらわれ、廊下や体育館には硬筆・毛筆による数多くの力作が展示されました。
また、中之島中央小学校では「かべ新聞展」もあわせて行われました。昨年の思い出や今年目標などについて、家族みんなで行いました。



上通小学校

なで相談しながら作りあげた新聞は、アイデアとユーモアがあふれる見事な出来栄でした。

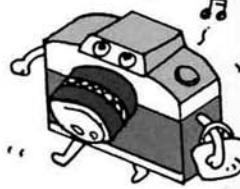


信条小学校



中之島中央小学校「かべ新聞」

カメラ散歩



まず、長坂吉和先生揮毫の校歌額が生徒代表二名によって除幕されました。「行頭・行間・字間に注意を払い、文字の崩し方を工夫しました。特に、標題を含めた四カ所の『中之島』の文字に少しずつ変化をつけました。大変スムーズに気持ち良く書くことができました」という長坂先生「自身のお言葉とおりの素晴らしい校歌額が披露されると、会場から大きな拍手が沸き起こりました。



校歌額の除幕

心のよりどころとして みんなで育んでいきます

中之島中学校 校歌発表会

校歌をみんなで育んでいきましたよ」との喜びのあいさつに続き、作詞・作曲・揮毫をお願いした先生方への感謝状の贈呈を行い、お一人ずつお言葉をいただきました。作詞の金澤智恵子先生から「大地、信濃川、弥彦山の三つのテーマで詞をつくりました。統合中学校ということから、『心寄せ合い』が三番まで共通しています。作曲の飯沼信義先生からは「大地と心、そして広さ・豊かさ・すばらしい自然の変化をイメージして曲をつくりました。みなさんの豊かな心で歌い育んでいって下さい」と、中之島町の、また中之島中学校の印象をまじえながらのお話がありました。
そしていよいよ校歌発表。『地平の彼方 果てしなく 風さわやかに 牙え渡る...』全校生徒による斉唱、合唱、吹奏楽部の演奏、さらに吹奏楽部の伴奏に合わせた合唱と、中学校食堂に何度も校歌が響き渡りました。



作曲の飯沼先生
自からタクト

樋山町長をはじめ来賓の方々の祝辞に続き、最後に生徒会長佐藤和也君が「希望の校歌ができあがり、今日このように発表会を迎えることができ大変うれしく思います。作詞・作曲・揮毫してくださった先生方に深く感謝いたします。何度もこの校歌を歌っているうちに『生き続ける校歌を支える源は我々生徒達の思いである』ということに気がきました。僕達が熱い気持ちと感動をこめて、次の世代に送り届けなければなりません。今日という記念すべき日を踏み台にして、明日からの学校生活を校歌とともに生き生きと送っていきましょう」と、よろこびの言葉を述べました。





お知らせ

ウィンター
ふれあいハート
フェスティバル 開催

町に住み 町で働く者が
職業を超え 年代を超えて 交
流しよう そんな心と心がふれ
あう冬の一大イベント『ウィン
ターふれあいハートフェスティ
バル』。四回目となる今年も、
中之島つくろう塾のみなさんに
よって盛大に練り広げられます。
町にいける者同志が一層の心
の交流を深める冬の日。多数
のみなさんのお越しをお待ちし
ています。

○日時 2月26日(日) 午前
10時～午後4時
○会場 町農村環境改善セン
ター
○内容
《第一部》
ようこそふれあい広場

凶弾に倒れた弟の
遺志を継ぎ日本留学
ドウさんにご支援を

一昨年四月、カンボジアで国
連ボランティアとして選挙監視
活動をしてきた中田厚仁さんと
ともに射殺されたカンボジア人
通訳レイ・ソク・ピエップさん
の兄、ドウさんが、中条町にあ
る南イリノイ大学新潟校に留学
することになりました。故厚仁
さんの父で、現在国連ボランテ
ィア大使を務める中田武仁さん
の働きかけによって、ピエップ
さんの生前の望みであった日本
留学の遺志がドウさんに受け継
がれました。

ドウさんの経済的・精神的支
援をするため、中条町のボラン
ティア団体や県国際交流協会な
どが中心となって『ドウさんを
支援する会』を設立、広く県民
に支援を呼びかけています。

趣旨をご理解いただき、多く
の方からの募金をお願いします。
○募金振込先
・第四銀行中条支店
普通 1264009
・北越銀行中条支店
普通 279047
▽問い合わせ先

・伝統芸能(中野東かぐら舞)
・春を呼ぶかわいイスター達
・子供美術展(町内保育所)
・あったか鍋サービスコナー
・日中友好ぎょうざコナー
・特産品ショッピングコナー
・なつかしい味、新しい味コナー
・もちつき大会
・特産品が当たる、ふれあいティ
ッシュ抽選(先着1000名)
《第二部》
ウィンターふれあい
芸能ステージ

▽問い合わせ先
中之島つくろう塾事務局(町
産業課 61-2015)



北蒲原郡中条町役場 国際交
流係(60254-43161
11)

レクダンス
inなかのしま
開催

「レククラブとんどん」と町
公民館では、『レクダンスinな
かのしま』を次のとおり開催し
ます。
多数のみなさんにご参加をお
待ちしています。
○日時 3月19日(日) 午前
10時～午後4時
○会場 町農村環境改善セン
ター 多目的ホール
○講師 東京ブルースリーレク
ダンス研究会 ほか

○対象者
レクリエーションダンスに
興味と関心のある方ならど
なたでも
○参加費
・町内の方 一、〇〇〇円
・町外の方 一、五〇〇円
○携帯品
動きやすい服装、ズック、
昼食
○申込締切
3月14日(火) ただし、
定員になり次第締切

第三回
生涯学習推進大会
開催

町生涯学習推進課では、次の
とおり『第三回町生涯学習推進
大会』を開催します。
多くの町民の方々のご来館を
お待ちしております。
○日時 3月5日(日) 午後
1時30分～3時45分
○会場 町公民館
○講師 新潟県社会教育委員
桑原昭三氏

▽問い合わせ先
町生涯学習推進課(61-2
022)

相続登記の
無料相談

新潟県司法書士会では、毎年
二月の一か月間を『相続登記は
お済みですか月間』と定め、相
続登記についての無料相談を実
施しています。
相続登記をしてないと、いつ
のまにか相続関係者が多くな
り、土地高騰や感情のもつれ等
によるトラブルのおそれがあり
ます。また、税金の申告を済ま
せても、相続の登記が完了した
わけではありません。

▽申込及び問い合わせ先
町公民館(61-2022)



町民将棋大会
開催

町公民館では、次のとおり『第
二十一回町民将棋大会』を開催
します。
ふるってご参加ください。
○日時 2月26日(日) 午前

改正雇用保険法
説明会

この機会に、お近くの司法書
士にお気軽に相談ください。
▽問い合わせ先
新潟県司法書士会(6025
1228-11589)
※毎週水曜日の午後、登記に
関する諸問題についての「テ
レホン相談」も実施していま
すのでご利用ください。
改正雇用保険法が今年四月一
日から施行され、新しい雇用保
険給付制度がスタートします。
■高齢者雇用継続給付
60歳から65歳までの被保険者
が、60歳時点よりも一定以上
賃金が低い状態で働いている
ときに支給
■育児休業給付
被保険者が、育児休業すると
きに支給
■失業時の求職者給付
大幅に改定
ほか

新しく創設された制度等につ
いては、事業主の方や被保険者
のみなさんに広く周知する必要
があることから、ハローワーク
三条(公共職業安定所)では次

9時開会
○会場 町公民館 大広間
○参加費 五〇〇円(昼食代)
町外の方は一、〇〇〇円

○試合形式
ブロック別リーグ戦(A級
Ⅱ上級、B級Ⅱ中級、C級
Ⅱ初級)
○申込締切
2月22日(水)
なお、試合当日も受付けま
すが、午前8時50分までに
お越しください。

▽申込及び問い合わせ先
町公民館(61-2022)
※当日、「町囲碁愛好者の会」
による『囲碁大会』も公民館で
開催します。

東北電力からの
お知らせ

『電気代が安くなります』
などと、「低圧電力」を契約し
ている方に対し二〇〇ボルトか
ら一〇〇ボルトへ電圧を変換す
る変圧器の設置を勧誘するケ
ーが増えています。変圧器の使
用方法によっては「電気供給規
定」に違反する場合があります。違
約金の支払いや送電ストップと
いった事態になることがあります。
万一、不審な変圧器設置の勧
誘を受けたときや不明な点があ
れば、お気軽にご相談ください。
▽相談及び問い合わせ先
東北電力(見附営業所) お客さ
まセンター(6210012)

のとおり説明会を開催します。
○日時 3月7日(火) 午後
1時30分～午後4時30分
○会場 見附市文化ホールアル
カディア 大ホール(見附
市昭和町2-4)
▽問い合わせ先
ハローワーク三条 雇用保険
課(60256-381543
1)

ただいま工事中

場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定 年月日	場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定 年月日
中之島	1号汚水幹線下水道 (第14次)工事	3,966万円	本間・遠藤 特定共同企業体	7.3.23	中之島	枝1034-2号線外 下水道工事	322万円	(株)九月組	7.3.23
中之島	枝1034-2号線外 下水道工事	221	(株)九月組	7.3.23	中之島	枝1078-3号線外 下水道工事	355	(株)室橋組	7.3.23
中之島	枝下1080号線外 下水道工事	1,007	松井木材建設	7.3.23	中之島	腰巻10号線道路 維持修繕工事	214	松井木材建設	7.3.25
中之島	枝下1078号線外 下水道工事	541	(株)松井組	7.3.23	六所	中之島大沼線 中歩道詳細設計委託	185	(株)旭工務店 測量設計事務所	7.3.25
中之島	枝下1081号線外 下水道工事	500	(株)古川組	7.3.23					